

災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と株式会社東洋食品（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の給食支援業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に給食提供等を必要とする災害が発生した場合、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時における市民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、災害時における甲の給食支援業務等の要請に対し、優先して業務を行い、甲の災害応急対策活動に積極的に協力するものとする。

2 乙の協力内容は、浦安市千鳥学校給食センター及び浦安市千鳥学校給食センター第三調理場を拠点として行う給食支援業務等とする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害が発生し、給食支援業務等の必要があると認めたときは、災害時給食支援業務等要請書（様式第1号）により、乙に対し要請するものとする。

2 甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、電話等の方法で協力要請することができるものとする。この場合は、甲は乙に対し、速やかに災害時給食支援業務等要請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 甲は、乙に給食支援業務等を要請する場合は、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにし、要請するものとする。

4 乙は、前項の要請があったときは、給食支援業務等に協力するものとする。

5 乙は、甲との連絡が取れないときは、甲の要請があつたものとみなし、自らの責任において給食支援業務等を行うことができる。

（配達）

第4条 乙は、給食の配達に関して、乙が所有もしくは乙が配達業務を委託している企業の車両を使用するものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、給食支援業務等を完了したときは、速やかに災害時給食支援業務等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に災害時給食支援業務等完了報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（費用負担等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が給食支援業務等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

2 調理業務及び給食の配達に係る経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があつたときは、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、給食支援業務等に従事した乙の職員が二次災害で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲、乙ならびに乙が配達業務を委託している企業と協議の上決定する。

(連絡責任者等)

第8条 給食支援業務等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。

2 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(平常時の協力)

第9条 乙は、平常時における防災啓発に協力するものとする。

2 甲が協力依頼を行う場合は、文書により行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市

浦安市長 松崎 秀樹

乙 東京都台東区東上野一丁目14番4号

株式会社東洋食品

代表取締役 萩久保 英男